

そうま土地改良区受益地の農地について

以下の場合には『 そうま土地改良区 』での手続きが必要となります。

◎ 農地転用等により地区除外する場合

農地転用等の通知書、地区除外申請書の提出及び地区除外決済金の納付が必要となります。

非農地化による地区除外については、上記申請の際に農業委員会より発行される非農地証明書(写)も必要となります。

◎ 農地を売買した場合

資格得喪通知書の提出が必要です。

売買される農地に未納賦課金がある場合は、新たな組合員が納付義務を承継する事となりますので、売買前に土地改良区で確認してください。

◎ そうま土地改良区の組合員氏名や住所に変更が生じた場合

相続や、農業者年金受給等により土地改良区組合員資格の交替をする場合は、資格得喪通知書の提出が必要となります。

住所及び賦課金納入方法等の変更の場合にも変更届出が必要です。

上記提出に必要な届出用紙はそうま土地改良区へ備え付けてあります。
詳しくは下記事務所までお問い合わせ下さい。

【 お問合せ先 】

そうま土地改良区
相馬市西山字表西山 76 番地
TEL 0244-35-3462

